

都市環境デザイン会議 新規約 草案

2018/06/7

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、都市環境デザイン会議（英文名 Japan Urban Design Institute 略称JUDI）と称し、任意の団体とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、都市環境デザインに関心を持つ人々が自ら行動・研究することで、質の高い都市環境の形成に資することを目的とする。

目的は、シンプルで分かりやすいものにします。

第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、都市環境デザインに広く関心を持ち、かつ本会の目的に賛同する個人および組織とする。

- 2 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 会員は、全体会議において別に定める会費を納入しなければならない。
- 4 理事会が会員に相応しくないと認めるときは、会員を退会させることができる。

公募型プロジェクト等において多様な活動がみられるようになってきています。目的を実現するための事業の列挙は、取りやめることにします。

第4章 活動ユニット

(活動ユニット)

第5条 本会の活動、運営を円滑に行うため必要な活動ユニットを置く。

- 2 活動ユニットは理事会の議を経て設置する。
- 3 活動ユニット設置の議案は、2名以上の会員より理事会に対し、随時提出できるものとする。
- 4 活動ユニットは、会員の有志により構成する。
- 5 各活動ユニットの代表者は、当該活動ユニット参加会員の互選により選出し、理事会で承認する。
- 6 **活動ユニットの代表者は、他の活動ユニットの代表者を兼任することはできない。**
- 7 各活動ユニットは、当該活動ユニットの議を経て理事会に届け出た上、解散することができる。

新たな活動を行いやすくするために、既存活動を包含する活動ユニットを設けます。なお、従来のブロック、委員会及びその名称は、そのまま継承します。ただし、本会規約上の位置付けは活動ユニットとなります。

第5章 役員等

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

幹事 原則として活動ユニットの代表者数

監査役 2名以内

(役員を選任と任期)

第7条 理事及び監査役は、個人会員のうちから全体会議において選任する。

2 活動ユニットの代表者を幹事とする。

3 役員任期は4年とし、再任を妨げない。

4 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

理事は、4年に一度選挙によって選出します。

(役員職務)

第8条 理事は、理事会を構成し、会務を統括、執行する。

2 理事会は本会を代表する。

3 幹事は各活動ユニットを代表する。

4 監査役は、会計及び会務執行を監査し、理事会に出席し意見を述べることができる。

本会の運営を会員全員で考える場とすることを旨として、総会ではなく全体会議という名称にします。

第6章 運営

(全体会議)

第9条 全体会議は、会計年度の翌日から3ヶ月以内に開催する。

2 理事会は、必要と認める時は、臨時全体会議を招集することができる。

3 全体会議は、全会員をもって構成する。なお、議決権は会員の種別を問わず1票とする。

4 全体会議は、全会員の3分の1以上の出席(委任状による出席を含む)をもって成立する。

5 全体会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

6 全体会議の議長は、全体会議ごとに理事会において理事が互選する。

(全体会議の議決事項)

第10条 全体会議は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

①事業報告及び収支決算の承認

②事業計画及び収支予算の決定

③その他本会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第11条 理事会は、理事の発議により開催する。

(理事会の議決事項)

第12条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①全体会議の議決した事項の執行に関する事
- ②全体会議に付議すべき事項
- ③その他全体会議の議決を要さない会務の執行に関する事項
- ④本会の資産の管理に関する事項
- ⑤理事の辞任に関する事

(幹事会)

第13条 幹事は相互の連絡、調整等のため幹事会を開催する。幹事会の開催は、幹事もしくは理事の発議による。

第7章 資産

(資産の構成)

第14条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①会費
- ②事業に伴う収入
- ③資産から生ずる収入
- ④その他の収入

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第8章 解散

(解散)

第16条 本会は、全体会議の議を経て解散することができる。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第17条 本規約は、全体会議の議を経て変更することができる。

第10章 細則

第18条 この規約施行についての細則は、理事会で定める。

付 則

(施行期日)

1. この規約は、2018年7月○日から施行する。なお、旧規約は廃止する。

※次ページ、「その他 規約改正に伴う移行措置」をご覧ください。

《その他 規約改正に伴う措置》

1. 従来のブロック、委員会及びその名称は、そのまま継承します。ただし、本会規約上の位置付けは活動ユニットとします。また一人の会員がなれる活動ユニットの代表は、原則としてひとつとします。
2. 従来の事務局は、そのまま継続します。
3. 年度ごとに助成しているブロックへの活動費は、返却不要にして特別会計は廃止します。ただし、活動計画および活動報告を全体会議等でしていただきます。
4. ブロックの特別会計に残っている積立金と繰越金は、そのままブロック会計に属するものとし、返却の必要はありませんが、税務上積み立て目的を明確にしてください、あまり大きな額とならないよう注意してください。
5. 会計上の基本金（30周年記念事業積立金）は、活動基金とし、用途を定めて計画的に利用していくものとします。
6. 協力法人制度は、廃止します。新規約では企業等の組織も会員となれることから、新たに会員となる組織を募集します。
7. 新しい会費を全体会議で決定します。個人会費と組織会費の2種類です。組織会費は、一口あたりの会費を定めますが、全体会議における議決権は口数によらず1票とします。なお、全体会議で決定した新しい個人会費については、当該年の6月1日現在の年齢により会費額が異なることがあります。
8. 従来の会員は会員の種別に関わらず、会員に移行します。準会員と特別会員には、会員への移行の同意をお願いします。なお、特別会員は、会員へ移行しても会費は据え置きます。また海外会員についても会費は据え置きます。
9. 書面決議は、提示議案に対する賛否あるいは棄権しか問えず、提示議案とは異なる修正決議等には否認の扱いとなるため、会の機動性を損ねる恐れがあることから取りやめます。
10. 平成30年の選挙等で選ばれた役員の任期については、新規約によるものとします。
11. 従来の内規は、廃止します。
12. 現在実施中の公募型プロジェクトは、2018年度についてはそのまま継承します。公募型プロジェクトと活動ユニットのすみ分けあるいは整理統合については、2018年度に検討します。

《備忘録》

抜本改正の趣旨は、社会の変化やJUDIの変化に対応すること、若い世代が入りやすく、活動を柔軟にできるようにすることなどです。